



南伊勢町発注工事における労務費等を 明示した内訳書等の提出について

令和8年8月26日
南伊勢町役場管財契約課

《目次》

- 建設業法及び入契法の改正概要について
- 南伊勢町発注工事における労務費等を明示した内訳書等の提出について
- 安全衛生管理の徹底について

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律(概要)

資料5

令和6年法律第49号
令和6年6月14日公布

背景・必要性

- 建設業は、他産業より賃金が低く、就労時間も長いため、担い手の確保が困難。

(参考1) 建設業の賃金と労働時間

建設業※ 432万円/年 (▲15.0%) 2,018時間/年 (+3.1%)
全産業 508万円/年 1,956時間/年

(参考2) 建設業就業者数と全産業に占める割合()内

[H9] 685万人(10.4%) ⇒ [R5] 483万人(7.2%)

出典：総務省「労働力調査」を基に国土交通省算出

※賃金は「生産労働者」の値

出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(令和5年)

出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査」(令和5年度)

- 建設業が「地域の守り手」等の役割を果たしていけるよう、時間外労働規制等にも対応しつつ、**処遇改善、働き方改革、生産性向上**に取り組む必要。

処遇改善

賃金の引上げ

労務費へのしわ寄せ防止

資材高騰分の転嫁

働き方改革

労働時間の適正化

生産性向上

現場管理の効率化

担い手の確保

持続可能な建設業へ

概要

1. 労働者の処遇改善

○労働者の処遇確保を建設業者に努力義務化

➡ 国は、取組状況を調査・公表、中央建設業審議会へ報告

○「労務費に関する基準」の勧告

・中央建設業審議会が「労務費に関する基準」を作成・勧告

○適正な労務費等の確保と行き渡り

・著しく低い労務費等による見積りや見積り依頼を禁止

➡ 国土交通大臣等は、違反発注者に勧告・公表(違反建設業者には、現行規定により指導監督)

○原価割れ契約の禁止を受注者にも導入

黄色部分：令和7年12月12日施行
それ以外：昨年施行済

昨年施行により中建審に作成権限が付与
→令和7年12月2日に作成され、実施が勧告された



2. 資材高騰に伴う労務費へのしわ寄せ防止

○契約前のルール

- 資材高騰など請負額に影響を及ぼす事象(リスク)の情報は、受注者から注文者に提供するように義務化
- 資材が高騰した際の請負代金等の「変更方法」を契約書記載事項として明確化

○契約後のルール

- 資材高騰が顕在化した場合に、受注者が「変更方法」に従って契約変更協議を申し出たときは、注文者は、誠実に協議に応じる努力義務※

※公共工事発注者は、誠実に協議に応ずる義務

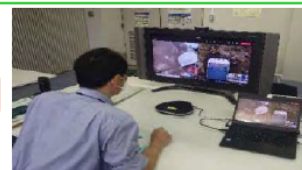
3. 働き方改革と生産性向上

○長時間労働の抑制

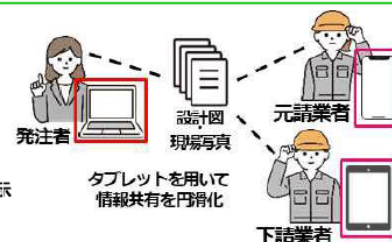
・工期ダンピング対策を強化(著しく短い工期による契約締結を受注者にも禁止)

○ICTを活用した生産性の向上

- 現場技術者に係る専任義務を合理化(例、遠隔通信の活用)
- 国が現場管理の「指針」を作成(例、元下間でデータ共有)
➡ 特定建設業者※や公共工事受注者に効率的な現場管理を努力義務化 ※多くの下請業者を使う建設業者
- 公共工事発注者への施工体制台帳の提出義務を合理化(ICTの活用で施工体制を確認できれば提出を省略可)

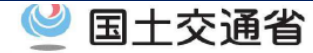


技術者が、カメラ映像を確認し、現場へ指示

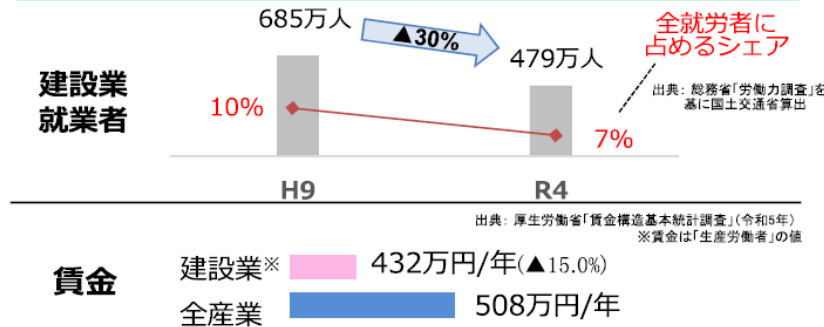


タブレットを用いて
情報共有を円滑化

改正建設業法による技能者の処遇改善に向けた新たなルールを導入

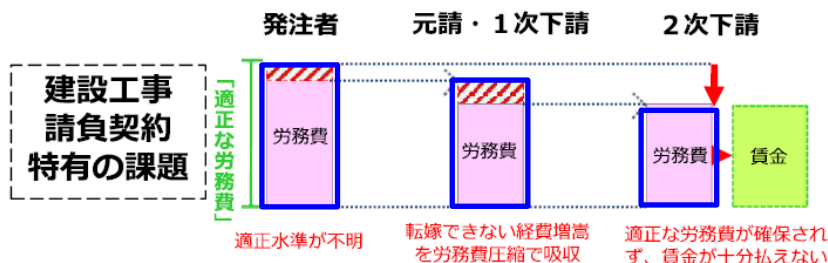


技能者の処遇を巡る建設業界の現状



- 建設業の中長期的な担い手を確保するため、**技能や屋外を中心とする厳しい労働環境に見合った賃金への引き上げ等の処遇改善**が必要。
- 一方、建設工事の請負契約の特性(※)を背景として、重層下請構造の下、**労務費(賃金の原資)**は、**技能者を雇用する下請業者まで適正に確保されていない**。
- 建設業の特性に対応し、**請負契約において適正な労務費を確保し、技能者に支払われるための新たなルール**が必要。

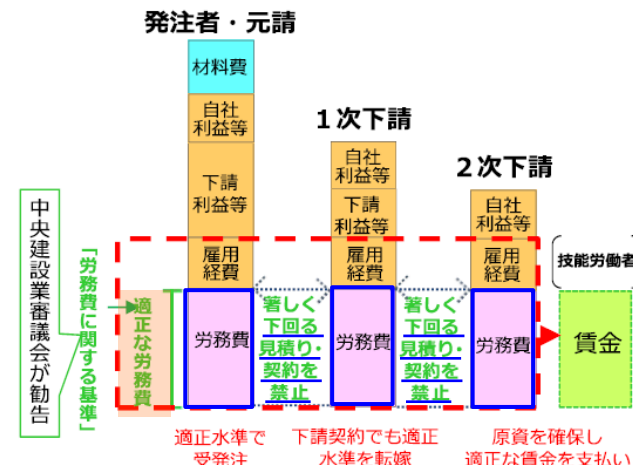
(※)総価一式での契約慣行の中、労務費の相場が分かりづらい、材料費よりも削減が容易、技能者の処遇を考慮せず安価に請け負う業者が競争上有利 等



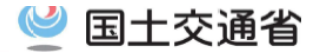
建設工事の請負契約に係る新たなルールの導入

- **労働者の知識、技能その他の能力の評価に基づく賃金支払等の処遇確保を建設業者に努力義務化**(建設業法25条の27)。
- 中央建設業審議会が「**労務費に関する基準**」を作成(同法34条)し、請負契約における適正な労務費の水準を明確化。また、**労務費等を内訳明示した「材料費等記載見積書」の作成を努力義務化**(同法20条)。
- 併せて、基準を**著しく下回る見積り・契約締結を禁止**(同法20条、19条の3)し、**違反した業者は指導・監督**(同法28条)、**発注者は勧告・公表**(同法20条)の対象。
- これらにより、**適正な労務費が**、公共工事・民間工事にかかわらず、受発注者間、元請-下請間、下請間のすべての段階において**確保され、技能者の賃金として支払われることを図る**。

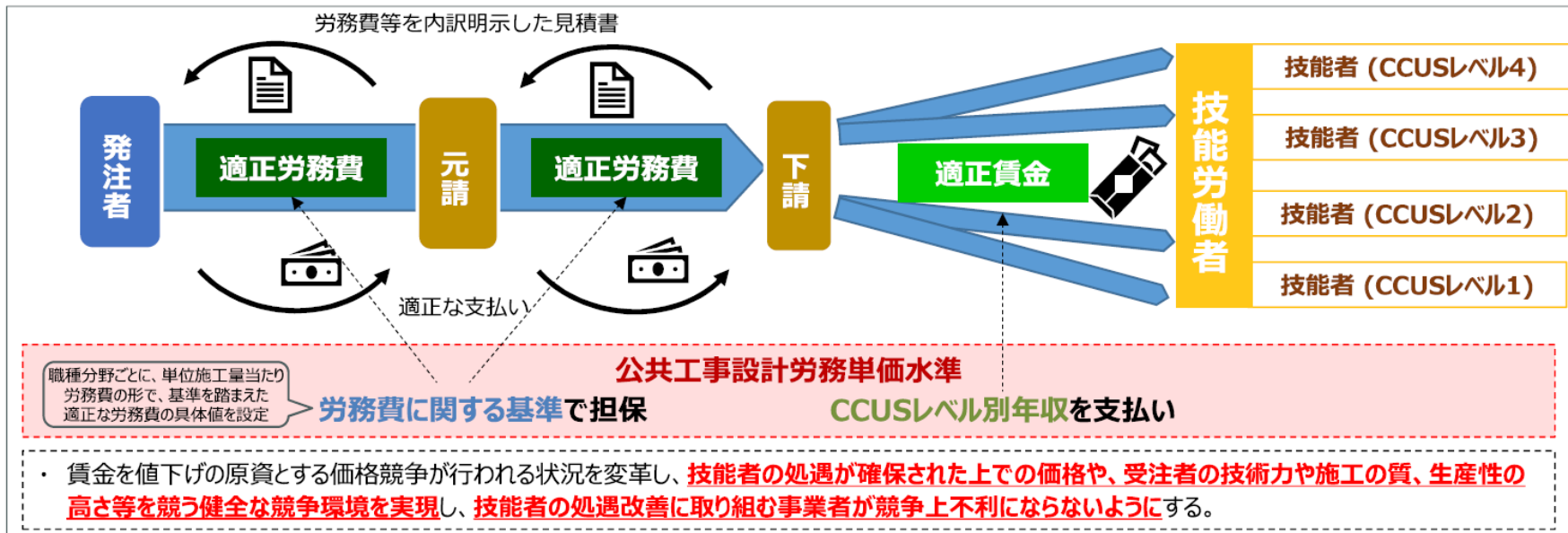
労務費確保のイメージ



労務費に関する基準の考え方とその実効性確保策のパッケージ



「労務費に関する基準」により、公共工事・民間工事を問わず、下請取引を含めて**適正な労務費（賃金の原資）を確保**するとともに、「CCUSレベル別年収」による、個々の**技能者の経験・技能に応じた適正な賃金の支払い**を目指す。



実効性を確保

入口での取組（契約段階における実効性確保）

- 建設Gメン等による調査等の実施や**実効性の確保・向上**
- **労務費・必要経費等を明示した見積書の商慣行化**による適正な労務費の確保
- **自主宣言制度**による適切に技能者を処遇する事業者の見える化・優先選定 等

出口での取組（労務費・賃金の支払いの実効性確保）

- **CCUSレベル別年収**の支払いの推進
標準年収を下回る支払い状況の事業者については、労務費のダンピングの恐れがないか重点的に確認。
- 契約当事者による**コミットメント制度の活用**を通じた適正な労務費・賃金支払いの確認 等

公共工事における上乗せの取組（公共発注者による実効性確保）

- 労務費ダンピング調査の実施

総労働時間を把握するための取組の実施 等

公共工事における上乗せの実効性確保策

公共工事での対策

- 公共工事の特性を踏まえ、適正な労務費の確保に際し、公共工事の受発注者においては、公金支出の適切性の担保・健全な競争環境の実現と公共工事の品質確保のための担い手確保について、一定の役割を果たすことが必要

中長期的に目指すべき将来像

契約段階（入札）において
適正な労務費を確保

- 公共工事の適正な施工が通常見込まれないダンピング契約の締結を防止するとともに、不正行為を排除すること。

実効性確保策

入札金額内訳書における労務費等の内訳明示を義務化

- ・ 応札者は、労務費に関する基準を参考としつつ、自らの歩掛に即した労務費を算出し、それを明示した入札金額内訳書の提出が必要。

公共発注者による労務費ダンピング調査の実施

- ・ 公共発注者は、労務費の適正性を確認するため「**労務費ダンピング調査**」を実施するなど、現行のダンピング対策を強化することが必要。

支払い段階（出口）において
適正な労務費・賃金を確保

- 行政、契約当事者等が役割を担いながら、技能者への適正な賃金支払いを確認すること。
- 公共工事の発注者において、受注者の協力のもと、労務費・賃金の支払い状況、労働時間等の把握に努めること。

コミットメント制度の導入（再掲）

- ・ 適正な労務費・賃金支払いを受注者のみに委ねるのではなく、個々の取引について契約当事者間でも適正な労務費・賃金支払いの状況等を確認できる仕組みを構築することが必要。
- 請負契約において労務費・賃金の適正な支払いに係る表明や情報開示への合意に関する条項（総称して「**コミットメント制度**」とする）を標準請負契約約款に導入
- 任意の制度としつつ、活用を推奨する。

賃金・労働時間等の実態調査の実施と活用方法の検討

- ・ 公共工事において、当該工事における総労働時間を把握し、公共工事設計労務単価と当該総労働時間から計算される「**支払われるべき労務費**」と「**実際に支払われた労務費**」の比較を国土交通省直轄工事にて試行的に実施し、その実施方法や比較結果を用いた適切な事業者選定の方法を検討。

《目次》

- 建設業法及び入契法の改正概要について
- 南伊勢町発注工事における労務費等を明示した内訳書等の提出について
- 安全衛生管理の徹底について



南伊勢町発注工事における労務費等を明示した内訳書等の提出について

入契法等の改正に伴い、公共工事では工事費内訳書及び請負代金内訳書に「材料費」、「労務費」、「法定福利費の事業主負担額」、「建設業退職金共済制度の掛金」、「安全衛生経費」(以降「労務費等」という。)を記載することが必要となりました。

南伊勢町が発注する建設工事においては、令和8年9月1日以降に指名通知を行う案件から以下の対応が必要となります。

【入札時】

入札参加者は、工事費内訳書と併せて労務費等を記載した『労務費等内訳書』の提出が必要となります。

【契約後】

受注者は、契約締結後14日以内に工程表及び工事費内訳書と併せて、労務費等を記載した『労務費等内訳書』の提出が必要となります。

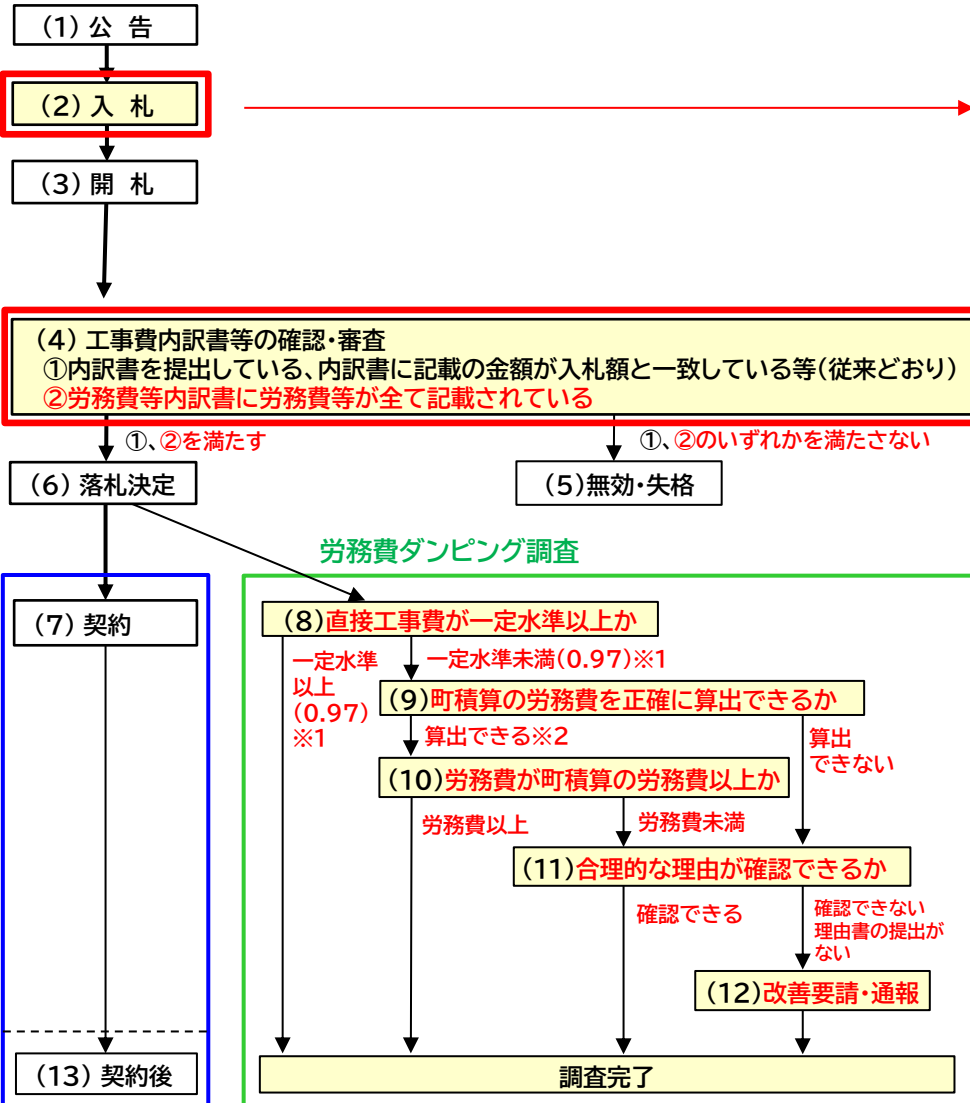
✓ この対応は労務費行き渡りの徹底という、入契法第12条の趣旨を踏まえて実施するものです。

※ 但し、施行(本格実施)は令和9年4月1日以降として、それまでの間は試行運用期間とします。
したがって、未提出及び不記載等があった場合でも入札の無効措置は据え置きます。



1. 入札から契約までの対応フロー及び留意事項

○対応フロー



※1:建築工事においては「直接工事費×(1-0.1)」に0.97を乗じる
※2:建築工事においては「工事価格」に「標準的な労務費構成割合」を乗じて算出する

○留意事項

受注者	発注者
-----	-----

(2)工事費内訳書とともに労務費等を記載した内訳書を別に提出する(「未記入」「事項無し」の場合は無効)【P2～5】
※但し、令和9年3月31日までは試行期間とします。

(4)労務費等に一つでも「未記入」「事項無し」がある場合は無効とする【P6】
※但し、令和9年3月31日までは試行期間とします。

(8)一定水準は町積算の直接工事費に0.97を乗じた金額とする【P7】

(9)算出できる:町積算に市場単価等が一切含まれない場合
算出できない:上記以外

(10)町積算の労務費未満の場合は理由の確認を行う【P8】

(11)理由書の提出を求められた場合は期限日までに理由書を提出する

(11)合理的な理由は記載例を参考に判断する【P9～10】

(12)受注者に改善要請、建設業課に報告を行う(建設業課が建設Gメンに通報)【P11】

(13)契約後14日以内に請負代金内訳書に労務費等内訳書を添付する【P12】

(13)請負代金内訳書に労務費等内訳書が添付されていること【P12】



2. 労務費等内訳書の記載方法（入札参加者）（1 / 4）

入札参加者は、発注者が指定する工事費内訳書(第4号様式)を使用して下さい。
入札参加者は、下記の①～⑤すべての項目を記載して提出して下さい。
(一つでも ⚠️「未記入」「事項無し」がある場合は無効となります)

様式第4号(第9条関係)	
労務費等内訳書	
住所 商号又は名称 代表	印
工事番号	
工事名	
上記工事の工事費内訳書について、労務費等の内訳を以下のとおり提出します。	
費目	金額(円)
① 直接工事費のうち材料費	
② 直接工事費のうち労務費	
③ 現場管理費のうち法定福利費の事業主負担額※	
④ 現場管理費のうち建退共制度の掛金	
⑤ 工事原価のうち安全衛生経費	

※建築工事においては、直接工事費及び現場管理費に現場労働者の法定福利費が含まれることから③を「工事原価のうち現場労働者に係る法定福利費の事業主負担額」とします

①. 労務費

直接工事費に含まれる労務費を記載して下さい。

労務費＝必須項目＋任意項目

※必須項目は必ず記載して下さい。

※任意項目は可能な限り記載して下さい。

表1 工事費内訳書へ記載する内容(労務費)

R8.1月時点

	記載する工種	備考
必須項目	・積上げ積算方式の工種 ・施工パッケージ型積算方式の工種 ・見積単価(材工分離が可能なもの)	
任意項目	・市場単価の工種	・鉄筋工 ・法面工(吹付、法枠) ・鉄筋挿入工(ロックボルト) ・道路(公園)植栽工 ・橋梁付属物工(伸縮継手) ・橋面防水工 ・インターロッキングブロック工 ・薄層カラー舗装工 ・防護柵設置工 ・道路標識設置工 ・道路付属物設置工 ・軟弱地盤処理工(サンドドレーン工法) ・グルーピング工 ・コンクリート表面処理工 等
	・土木工事標準単価の工種	・区画線工 ・橋梁塗装工 ・構造物とりこわし工 ・コンクリートブロック積工(1割未満の積ブロック・質量150kg/個未満) ・排水構造物工(プレキャストU型側溝、自由勾配側溝) 等
	・建設機械の運転労務 ・見積単価(材工分離が不可能なもの)	

②. 材料費

直接工事費に含まれる材料費を記載して下さい。

材料費＝必須項目＋任意項目

※必須項目は必ず記載して下さい。

※任意項目は可能な限り記載して下さい。

表2 工事費内訳書へ記載する内容(材料費)

R8.1月時点

記載	記載する材料	主な項目
必須項目	・主要な材料費（積上げ計上されているもの）	・生コンクリート ・アスファルト合材 等
任意項目	・雑材料（率計上されているもの）	・材料ロス分、目地モルタル、水 等
	・建設機械の燃料費	・軽油、ガソリン 等
	・仮設材の賃貸料金	・敷鉄板、矢板等のリース料金

③. 法定福利費

現場管理費に含まれる法定福利費の事業主負担額(建築工事においては工事原価に含まれる現場労働者の法定福利費の事業主負担額)を記載して下さい。

算出方法は以下のいずれかとして下さい。

1. 労務費を算出し、法定福利費を求める場合
労務費総額 × 法定保険料率
2. 労務費の算出が困難な場合(目安)
工事価格×4%程度(工事価格当たりの平均的な法定福利費の割合)
3. 下請企業から提出された見積書を活用するケース
下請 A 法定福利費+下請 B 法定福利費+・・・法定福利費を合算し算出

【参考・県HP】(法定福利費を明示した請負代金内訳書の確認について)

④. 建退共掛金

現場管理費に含まれる建設業退職金共済制度の掛金を記載して下さい。

算出方法は労働者の就労予定延べ人数の把握に努め、1による算出を基本とし、これにより難しい場合は2により算出して下さい。

1. 対象労働者数と当該労働者の就労日数を的確に把握している場合
就労予定延人数×販売価格(320円)
2. 対象労働者数と当該労働者の就労日数の把握が困難な場合
総工事費×購入率※(1.1/1000~4.8/1000)×(労働者の加入率÷70%)

※購入率や計算ツール等が建退共本部HPに掲載されているためご確認ください
【参考・建退共HP】[共済証紙・退職金ポイントを購入するときは](#)

【共済証紙の購入について】

共済証紙は必要な分だけ購入して下さい。

工事費が増えても、必要な日数分購入している場合、共済証紙の追加購入は不要です

<参考:三重県>

1. 共通仕様書1-1-1-44の5「建設業退職金制度の履行」により様式-4の提出義務がある。
2. 共通仕様書(様式-4)については、令和8年7月改定により、旧様式の「発注者の指示のとおり」の記載が削除されています。



令和8年9月1日以降の契約から旧様式『建設業退職金共済事業に関わる証紙購入状況報告書』を使用せず、令和8年7月改正の県様式-4『**掛金収納書提出用台紙**』により提出してください。

[illegible]



⑤. 安全衛生経費

工事原価に含まれる安全衛生経費を記載して下さい。

安全衛生経費 = A 直接工事費に含まれる施工に直接必要な安全衛生経費
+ B 間接工事費に含まれる安全衛生経費

※直接工事費に含まれる安全衛生経費は必ず記載して下さい

※間接工事費に含まれる安全衛生経費は可能な限り記載して下さい。

ただし、これにより難しい場合は、各団体の算出例を参考に記載して下さい

表3 「安全衛生経費」の考え方(土木工事の場合)

A
直接
工事
費

B
間接
工事
費

費用区分	主な内容	細目
A 直接 工事 費	工事目的物の施工に直接必要な安全設備(指定仮設及び参考図等に示されているもの)	足場 ・ 枠組足場、単管足場、吊足場等 ・ 手摺、開口部養生、幅木、落下防護ネット、小幅ネット、安全ブロック、親綱
		支保工 ・ 型枠支保工、橋梁架設等支保工
		土留め ・ 仮締め切り(シートパイル、親杭横矢板、連壁)
		土留め支保工 ・ 切梁、腹起(裏込めコン含む)
		作業構台 ・ 乗入構台、荷受構台、作業構台 ・ ローリングタワー、可搬式作業台、高所作業車 ・ 重機移動用敷き鉄板
		交通規制 ・ 交通誘導警備員
		仮囲い ・ 仮囲い(万能板、フラットパネル、シートゲート他)、防音シート、防音パネル、足場出入り口のゲート
B 間接 工事 費	準備費	調査費用 ・ 埋設物調査試掘ほか
	安全費	交通管理に要する費用 ・ 規制車、クッションドラム、カラーコーン、バリケード、工事中表示板(内照式)回転灯、規制表示看板、お願い看板
		監視連絡等に要する費用 ・ 列車見張り員等有資格者、誘導員、監視員、作業指揮者、連絡員(潜水)等の配置、構内電話、無線機、作業主任者の配置、安全衛生責任者の配置
		安全意識、注意喚起に要する費用 ・ 各種注意看板標識、安全掲示板
		安全管理等に要する費用
		作業環境 ・ ヘルメット、保護メガネ、防じんマスク(電動ファン付き呼吸用保護具)、耳栓、安全帯、防振手袋、軍手、皮手、ゴム手、安全靴、防護服、救命胴衣 ・ 換気設備、空気清浄設備(潜函)、ガス抜き等の措置(ずい道)、各種環境測定器(酸素濃度ほか) ・ 排気管、圧力計(高圧室内)、照明器具
		警報設備 ・ 土石流、洪水等の警報システム、異常温度の自動警報装置(潜函)・ベル、サイレン等警報装置(ずい道) ・ 風力計、雨量計、車両系建設機械のバックセンサー等、沈下計、傾斜計
	営繕費	倉庫、材料保管等に要する費用 ・ 火薬庫など
	現場環境改善費	・ 照明器具、熱中症対策設備
	現場管理費	疾病・衛生対策費 ・ 健康診断(一般・特殊健診)
		安全訓練研修等に要する費用 ・ 特別教育、各種資格取得のための講習受験費用 ・ 避難、救護、消火訓練等、送り出し教育、新規入場者教育、安全協議会、安全大会、RST、CFT

【参考】B 間接工事費に含まれる安全衛生経費の算出例

国土交通省HP「建設工事における安全衛生経費の適切な支払いに向けて」において各団体の算出例が公開されています。

下表のとおり、安全衛生経費率は労務費の8.9～12.0%となっています。

表4 各団体の算出例における安全衛生経費率

団体名	安全衛生経費率	二次元コード
(一社)日本左官工事業連合会	9.0%	
(一社)日本橋梁建設協会	12.0%	
(一社)全国瓦工事業連盟	9.0%	
全国仮設安全事業協同組合	10.2%	
(一社)日本機械土工協会	8.9%	

< 参考 >

	労務費に対する割合	工事価格に対する割合(目安)
法定福利費	約16%	約4%
安全衛生経費(率計上分)	約9～12%	約3%



2. 労務費等内訳書の記載方法

(入札参加者)

(4 / 4)

南伊勢町
Town.Minamiise

労務費等内訳書には入札金額の内訳として、材料費、労務費、法定福利費の事業主負担額、建設業退職金共済制度の掛金、安全衛生経費の全ての項目を適切に計上し、記載をお願いします。

ただし、当面の間、材料費、労務費、建設業退職金共済契約に係る掛金、安全衛生経費について、次の1)、2)の場合は、以下の通り記載して下さい。

※法定福利費は従前より見積の明示を求めていることから、以下取扱いの対象外となります。

1) すべてを計上できない場合、「算出不能」、「計上不可」等、その旨がわかるように記載してください。

2) 一部のみ計上できない場合、計上可能な分のみ記載し、「一部のみ計上」等、その旨がわかるように記載してください。

上記の取扱いが認められるのは、市場単価方式や標準単価方式等を活用している場合等により算出が困難な場合に限ります。

(工事費内訳書(土木工事)への記載イメージ)

記載の例

① 直接工事費のうち材料費	29,000,000(一部のみ計上)
② 直接工事費のうち労務費	28,000,000(一部のみ計上)
③ 現場管理費のうち法定福利費の事業主負担額※	4,500,000
④ 現場管理費のうち建退共制度の掛金	300,000
⑤ 工事原価のうち安全衛生経費	4,000,000

※建築の場合、「工事原価のうち法定福利費の事業主負担額」

★記載が抜けている場合、又は様式間違い等により事項の欄がない場合は無効の入札として取り扱います。

③法定福利費について

・算出可能な金額を必ず記載して下さい



※金額が未記入の場合は無効の入札として取り扱います。

①・②・④・⑤について



・「未記入」、「事項無し」は原則として無効の入札として取扱います。

・すべてを計上できない場合、「算出不能」、「計上不可」等その旨がわかるように、また、一部のみ計上できない場合はその旨記載し、計上可能な分のみ記載ください。



3. 労務費等内訳書の確認（発注者）

発注者は、提出された労務費等内訳書（様式第4号）により労務費等を確認します。

様式第4号（第9条関係）

労務費等内訳書

住 所
商号又は名称
代 表 印

工事番号	
工事名	

上記工事の工事費内訳書について、労務費等の内訳を以下のとおり提出します。

費目	金額(円)
① 直接工事費のうち材料費	
② 直接工事費のうち労務費	
③ 現場管理費のうち法定福利費の事業主負担額※	
④ 現場管理費のうち建退共制度の掛金	
⑤ 工事原価のうち安全衛生経費	

※建築の場合、「工事原価のうち法定福利費の事業主負担額」

<注意事項>
1 入札時には、この様式を提出すること。
2 金額は税抜きで記載すること。
3 すべてを計上できない場合、「算出不能」、「計上不可」等、その旨がわかるように記載してください
4 一部のみ計上できない場合、計上可能な分のみ記載し、「一部のみ計上」等、その旨がわかるように記載してください
5 建退共制度の掛金納付の対象となる労働者がいない場合は、金額の欄に「－」と記載すること。
6 この内訳書は、以後の契約変更等の基礎とはなりません。
7 「未記入」、「事項無し」は原則として無効の入札として取扱います。

材料費、労務費、法定福利費の事業主負担額、建設業退職金共済制度の掛金、安全衛生経費は、法改正により、**工事費内訳書に記載すべき項目**となりました。

このため、記載漏れ等により、**「未記入」または「事項無し」の場合は、無効の入札**として取り扱います。

5項目全てに**記載がある場合は有効**とします。
入札時の確認作業が容易になるよう、当町は左記の『労務費等内訳書』により、別記様式とします。
入札書提出の際には、工事費内訳書と併せて当該様式を添付してください。

<参考>指名通知書(抜粋) ※工事・測量設計用
6 入札の方法、入札の無効の要件その他入札及び工事の施行についての必要な事項は下記のとおりとする。
(1) ～ (7) (略)
(8) 次の各号の1に該当するときは、その者の入札は無効とする。
① ～ ⑩ (略)
以降次のとおり、改める。

⑪ 入札時に添付された労務費内訳書（第4号様式）において、材料費、労務費、法定福利費の事業主負担額、建設業退職金共済制度の掛金、安全衛生経費のいずれかの記載すべき項目又は金額が欠けているとき。
⑫ その他契約当事者があらかじめ指示した事項に違反したとき。

R8.9.1より運用開始しますが、試行期間を設け、R9.4.1から施行します。

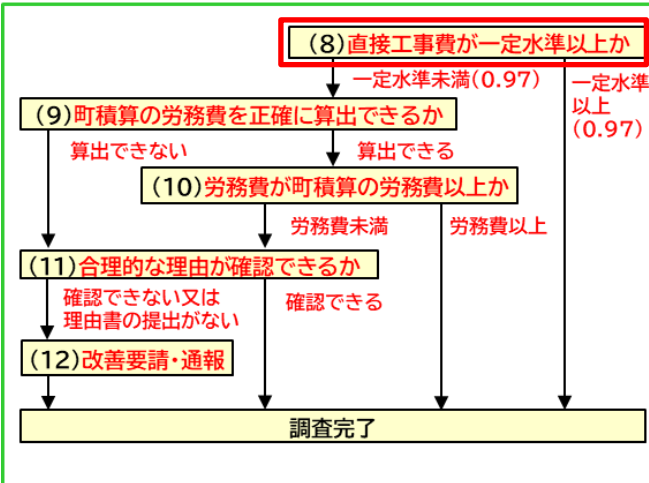


4. 労務費ダンピング調査 (発注者)

(1 / 5)

(9) 直接工事費が一定水準以上か

労務費ダンピング調査



「労務費ダンピング調査」とは発注者が工事費内訳書等の内容を確認し、労務費等の適正性を調査する方法です。

町積算において、市場単価等が含まれる場合、労務費のみを正確に集計することは困難なため、**直接工事費を指標**として調査を行います。

発注者は、落札決定後、**工事費内訳書(入札時提出用)**の**直接工事費**と**町積算の直接工事費**を比較し、その金額が**一定水準(町積算の直接工事費に0.97を乗じた金額(1万円未満切捨))**以上であるかを確認します。

- ✓ 一定水準以上の場合 → 調査完了
- ✓ 一定水準未満の場合 → 「(9) 町積算の労務費を正確に算出できるか」へ

一定水準未満の場合の例

工事費内訳書(入札時提出用)

工事費内訳書(入札時提出用)						
工事名				会社名 代表者名		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
直接工事費		式		A	9,500,000	

A 工事費内訳書(入札時提出用)の直接工事費「9,500,000」

B 町積算の直接工事費「10,000,000」

$10,000,000 \times 0.97 = 9,700,000$ (1万円未満切捨)

$$\frac{9,500,000}{(A)} < \frac{9,700,000}{(B) \times 0.97}$$

- ✓ 直接工事費が一定水準(直工費×0.97)未満であることから調査を継続する
「(9) 町積算の労務費を正確に算出できるか」へ

町積算の直接工事費

設計内訳書

工事名	A道路改良工事			事業区分	道路改良	主
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	施
直接工事費		式	1			
			1	B	10,000,000	

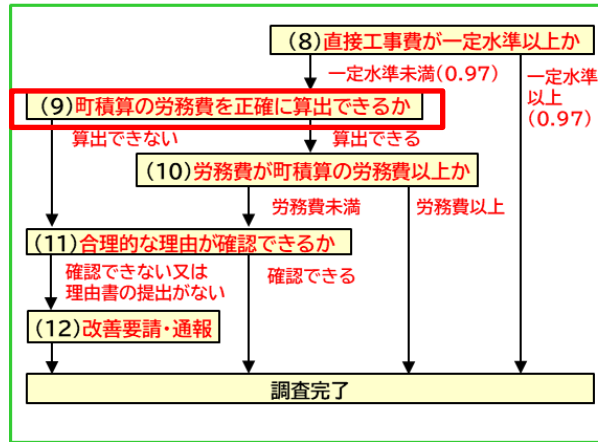


4. 労務費ダンピング調査 (発注者)

(2 / 5)

(9) 町積算の労務費を正確に算出できるか

労務費ダンピング調査



「町積算の労務費を正確に算出できる」とは、町積算が材料費・労務費・機械経費に分離可能な単価のみで積算されていることをいいます。(市場単価等の材工共の単価が含まれていない)

表1 工事費内訳書へ記載する内容(労務費) R8.1月時点

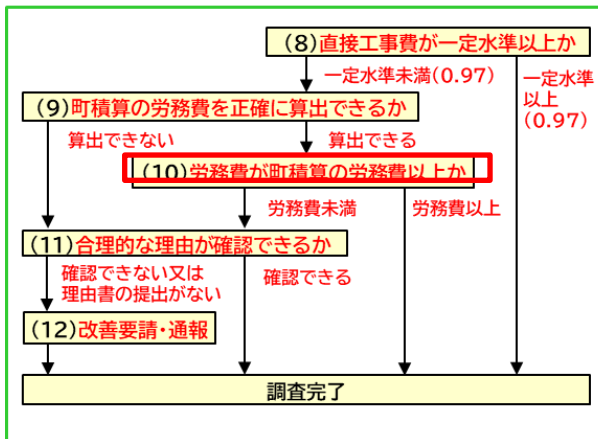
	記載する工種	備考
必須項目	・積上げ積算方式の工種 ・施工パッケージ型積算方式の工種 ・見積単価(材工分離が可能なもの)	これら分離可能なもののみで積算

発注者は、町積算の労務費を正確に算出できるかを確認します

- ✓ 正確に算出できる場合 → 「(10) 労務費が町積算の労務費以上か」へ
- ✓ 正確に算出できない場合 → 「(11) 合理的な理由が確認できるか」へ

(10) 労務費が町積算の労務費以上か

労務費ダンピング調査



町積算において労務費を正確に算出できる場合、発注者は労務費内訳書(第4号様式)に記載された労務費が町積算の労務費以上であるかを確認します。(町積算の労務費は、積算システムの機労材集計表の集計リスト(労務)を用いる)

- ✓ 労務費以上である場合 → 調査完了
- ✓ 労務費未満である場合 → 「(11) 合理的な理由が確認できるか」へ

労務費未満の場合の例

労務費等内訳書(第4号様式)

(直接工事費のうち、労務費 **A** 1,500,000 円)

町積算の労務費(機労材集表 集計リスト(労務))

工事名	二級河川A川河床掘削工事	工事区分	集計区分	労務			
コード	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
R0125	土木一般世帯役	人					
トータル額					B	1,574,885	

A 労務費内訳書(第4号様式)の労務費「1,500,000」

B 町積算の労務費「1,574,885」
 $= 1,570,000$ (1万円未満切捨)
 $1,500,000 < 1,570,000$
 (A) < (B)

✓ 労務費が町積算未満であることから調査を継続する
 → 「(11) 合理的な理由が確認できるか」へ 【P8】



4. 労務費ダンピング調査

(発注者)

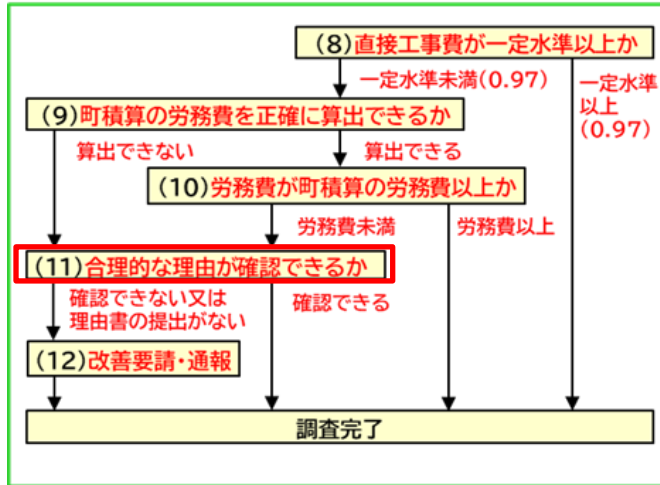
(受注者)

(3 / 5)

南伊勢町
Town.Minamiise

(11) 合理的な理由が確認できるか

労務費ダンピング調査



理由書の提出について(県様式参照)

〇〇建設株式会社
代表取締役 〇〇 様

発注機関の長

理由書の提出について

「〇〇工事」において、貴社が提出した工事費内訳書(入札時提出用)の直接工事費が所定の金額を下回っていることから、下記の期限日までに理由書を提出すること。

記

期限日 : 令和〇年〇月〇〇日 (通知日の翌日から起算して3開庁日目を標準とする)

提出資料 : 理由書(様式2)

労務費等内訳書の作成において、賃金の原資となる「労務費」が適切に確保(入札金額に含まれる労務費について、町積算の100%相当を確保)されているかを確認します。

発注者

1. 労務費内訳書(第4号様式)の確認と理由書の提出

発注者は、労務費内訳書(第4号様式)において、適用している単価と歩掛を確認します。そのため、様式1により理由書の提出を求めます。

受注者

2. 受注者の対応

理由書の提出を求められた場合期限日までに理由書(任意様式)を提出してください。

発注者

3. 発注者による理由の確認 ※県様式に準じてください。

- ✓ 合理的な理由が確認できる場合 → 調査完了
- ✓ 合理的な理由が確認できない場合 → (13)改善要請・通報へ



【合理的とみなす例】

- ・町の想定とは異なるが工法(ICT施工など)での施工を想定した歩掛で算出
- ・過去に自社で施工した類似実績から算出した歩掛と最新の公共工事設計労務単価から労務費を算出している
- ・下請見積が材工一式で、労務費の分離が不可能な場合



【合理的ではない例】

- ・単価の据え置きによる減額
- ・歩切による減額
- ・予算額や、相見積を前提とした指値
- ・取引関係維持を目的とした減額
- ・工事条件を考慮しない価格設定
- ・一律一定比率を乗じた価格設定



4. 労務費ダンピング調査

(発注者)

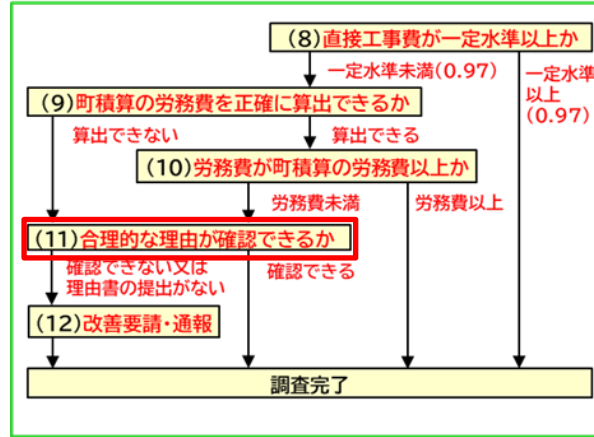
(受注者)

(4 / 5)

南伊勢町
Town.Minamiise

(11)合理的な理由が確認できるか

労務費ダンピング調査



南伊勢町における「合理的な理由が確認できないもの」について

発注者

当面の間、南伊勢町においては以下の場合には合理的な理由が確認できないものとみなします。

- (1) 理由書が提出期限までに提出されていない
- (2) 最新の公共工事設計労務単価を用いずに算出した
- (3) 最新の公共工事設計労務単価を用いているが、歩切や、一定率を乗じるなどして減額した(想定落札率など)

受注者

記載にあたっては以下に留意してください。※県様式に準じてください。

理由書(県様式参照)

発注機関の長 あて

受注者 ○○○○

理 由 書

工 事 名 :

上記工事について、当該労務費で入札した理由は、以下の通りです。

・次に該当する場合は、□にレ点を記入の上、その理由を記載

- ☐ 最新の公共工事設計労務単価を用いずに算出した
- ☐ 最新の公共工事設計労務単価を用いているが、歩切や、一定率を乗じるなどして減額した

○理由

[]

・上記に該当しない場合は以下に理由を記載

○理由(合理的な理由がある)

[]



左のチェック欄□にレ点がある場合は「合理的な理由が確認できないもの」として取り扱います。



具体的な理由を記入してください。



※理由欄に記載がない場合は「合理的な理由が確認できないもの」として取り扱います。

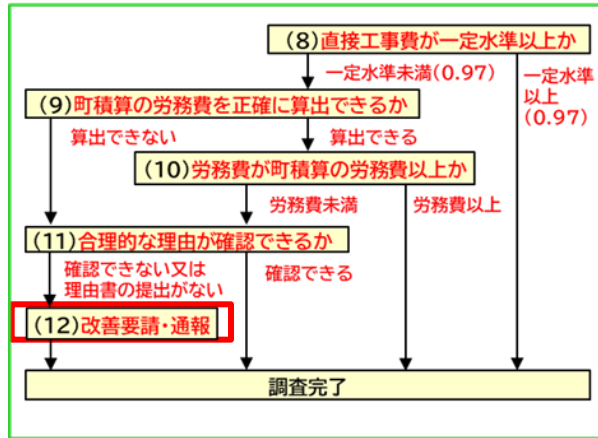


4. 労務費ダンピング調査（発注者）

（5 / 5）

（12）改善要請・通報

労務費ダンピング調査



合理的な理由が確認できない場合は以下のとおり対応します

1. 発注者は落札者へ、**県様式に準拠し改善要請**する
2. 発注者は管財契約課へ、**県様式に準拠し報告**する
3. 管財契約課は建設Gメンへ、**県様式に準拠し通報**する。

なお、契約手続きは、調査の有無にかかわらず、進めるものとします。

※労務費ダンピング調査について、本資料に記載のない事項については「[労務費ダンピングを防止するための公共発注者向けガイドライン\(令和7年12月\)](#)」をご確認下さい。

改善要請(県様式参照)

第 一 号
年 月 日

〇〇建設株式会社
代表取締役 〇〇 様

発注機関の長

労務費ダンピング調査の結果に基づく要請

「〇〇工事」における労務費ダンピング調査の結果、十分な労務費を考慮した入札を行ったと判断できる合理的な理由が認められませんでした。

貴社においては、建設業法及び関係法令を遵守するとともに、下記事項について改善措置を講ずるよう、要請します。

記

指摘事項	入札金額の内訳に記載された直接工事費（労務費）が適正な賃金を支払うために不十分と思われたため、その理由を確認した結果、合理的な理由を示さなかった。
要請事項	以降の入札においては合理的な理由なく労務費を削減しないこと。

報告(県様式参照)

第 一 号
年 月 日

県土整備部建設業課長 様

発注機関の長

労務費ダンピング調査の結果について（報告）

下記工事の入札に関する労務費ダンピング調査の結果、十分な労務費を考慮した入札を行ったと判断できる合理的な理由が認められませんでしたので下記により報告します。

記

- 1 工事名
令和8年度 第 一 分 号 〇〇改良工事
- 2 開札日
令和 〇年〇月〇日
- 3 添付資料
 - ・理由書の提出について（様式1）
 - ・理由書（様式2）
 - ・改善要請（様式3）
 - ・金入設計書
 - ・工事費内訳書（入札時提出用）

通報(県様式参照)

第 一 号
年 月 日

中部地方整備局 様

三重県県土整備部建設業課長

労務費ダンピング調査の結果について（通報）

三重県〇〇建設事務所発注の〇〇工事の入札に関する労務費ダンピング調査の結果、十分な労務費を考慮した入札を行ったと判断できる合理的な理由が認められませんでしたので下記により通報します。

記

- ・該当する入札参加者の商号又は名称
- ・主たる事務所の所在地
- ・代表者の氏名
- ・建設業の許可番号
- ・該当する工事名
- ・入札日
- ・応札率
- ・理由の確認の結果（様式1～4）
- ・公告時の現場説明書や特記仕様書、質問書（回答含む）
- ・労務費ダンピング調査における「一定水準」の考え方 直接工事費に0.97を乗じる
- ・金入設計書
- ・工事費内訳書（入札時提出用）



5. 【契約後】請負代金内訳書の提出及び確認

(発注者)
(受注者)

南伊勢町
Town.Minamiise

受注者は、材料費、労務費、法定福利費の事業主負担額、建設業退職金共済制度の掛金、安全衛生経費を記載した『労務費等内訳書』の提出が必要となります。

受注者

受注者は、請負代金内訳書に併せ労務費等内訳書を契約後14日以内に、①～⑤すべての項目を記載のうえ、提出してください。

入札時に記載した労務費等を見直しする場合は、見直し後の金額を記載してください。

建設Gメンより、発注者に調査の依頼がある場合は、労務費等内訳書を提出する場合があります。

発注者

発注者は、右記の③「法定福利費」のみ確認します。

③法定福利費

法定福利費の適切な支払のための取組の実効性を図る観点から、引き続き国の通知(R3.12.1)に基づき、労務費等内訳書に記載された法定福利費が、法定福利費概算額の1/2以上であることを確認します。

*建退共掛金

④建退共掛金については、請負代金内訳書では確認せず、共通仕様書(1-1-1-44の5)に基づき提出される掛金収納書で、金額とその算出根拠を確認します。【P3「共済証紙の購入について」に示す方法】

その他の項目(①、②、⑤)については、国からの確認要請等がないことから、当面の間、確認しません。

様式第4号(第9条関係)

労務費等内訳書

南伊勢町長 へ

住所又は所在地
商号又は名称
代表者氏名

印

契約番号	
工事番号及び工事名	

上記工事の工事費内訳書について、労務費等の内訳を以下のとおり提出します。

費目	金額(円)
① 直接工事費のうち材料費	
② 直接工事費のうち労務費	
③ 現場管理費のうち法定福利費の事業主負担額※	
④ 現場管理費のうち建退共制度の掛金	
⑤ 工事原価のうち安全衛生経費	

※建築の場合、「工事原価のうち法定福利費の事業主負担額」

<注意事項>

- 1 入札時には、この様式を提出すること。
- 2 金額は税抜きで記載すること。
- 3 すべてを計上できない場合、「算出不能」、「計上不可」等、その旨がわかるように記載してください。
- 4 一部のみ計上できない場合、計上可能な分のみ記載し、「一部のみ計上」等、その旨がわかるように記載してください。
- 5 建退共制度の掛金納付の対象となる労働者がいない場合は、金額の欄に「-」と記載すること。
- 6 この内訳書は、以後の契約変更等の基礎とはなりません。
- 7 「未記入」、「事項無し」は原則として無効の入札として取扱います。



- 令和8年9月1日以降の指名通知を行う案件から対応が必要です。
- 工事費内訳書に併せ労務費等内訳書の5項目すべて記載する必要があります。未記載や記載欄を削除をすると無効になります。

※経過措置により、令和8年9月1日から試行期間としまして、無効措置は据え置きます。(令和9年4月1日施行)

- 労務費ダンピング調査は落札決定後に行います。
- 労務費ダンピング調査の基準(一定水準)は、以下のとおりです。
直接工事費×0.97
ただし、建築工事は直接工事費×(1-0.1)×0.97



労務費等内訳書（入札時提出用）の記載例

例1 欄外に記載 ○有効

① 直接工事費のうち材料費	29,000,000円	(一部のみ計上)
② 直接工事費のうち労務費	28,000,000円	(一部のみ計上)
③ 現場管理費のうち法定福利費の事業主負担額	4,500,000円	
④ 現場管理費のうち建退共制度の掛金	300,000円	
⑤ 工事原価のうち安全衛生経費	4,000,000円	

例2 金額欄に記載 ○有効

① 直接工事費のうち材料費	29,000,000円 (一部のみ計上)
② 直接工事費のうち労務費	28,000,000円 (一部のみ計上)
③ 現場管理費のうち法定福利費の事業主負担額	4,500,000円
④ 現場管理費のうち建退共制度の掛金	300,000円
⑤ 工事原価のうち安全衛生経費	4,000,000円

例3 労務費等5項目のうち一つでも未記載がある ×無効

① 直接工事費のうち材料費	材料費が空欄	円
② 直接工事費のうち労務費	28,000,000円	(一部のみ計上)
③ 現場管理費のうち法定福利費の事業主負担額	4,500,000円	
④ 現場管理費のうち建退共制度の掛金	300,000円	
⑤ 工事原価のうち安全衛生経費	4,000,000円	

例4 記載欄が行ごと削除されている ×無効

① 直接工事費のうち材料費	29,000,000円	(一部のみ計上)
② 直接工事費のうち労務費	28,000,000円	(一部のみ計上)

③法定福利費、④建退共掛金、
⑤安全衛生経費の記載欄が無い

《目次》

- 建設業法及び入契法の改正概要について
- 南伊勢町発注工事における労務費等を明示した内訳書等の提出について
- 安全衛生管理の徹底について

熱中症予防
その
1

水分・塩分は
こまめに補給！



熱中症予防
その
2

涼しい
ところで休憩！



みんなで防ごう！
熱中症

いつでもどこでもだれでも、条件次第でかかりやすいのが熱中症。特に労働をしているときなどは発症しやすく、症状が深刻なときは命の危険にさらされることもあります。正しい知識と適切な予防法があれば、未然に防ぐこともできるので、熱中症にかかる前からきちんと対策をして、暑い夏を乗り切りましょう。

熱中症予防
その
3

「おかしいな?」と思ったら**すぐ報告!**



熱中症が発生！ その時どうする？



応急手当 その1

涼しい場所に避難！



応急手当 その2

衣類をゆるめる



応急手当 その 3

スポーツ飲料で水分補給!



応急手当 その 4

身体を冷やそう!



WBGT値を活用しよう

WBGT値は「暑さ指数」ともいい、熱中症のリスクが判断できます。
気温だけでなく、湿度や太陽から反射した熱(輻射熱)も考慮した値*です。

WBCT値のリスク区分(例)

注意	警戒	嚴重警戒	危險
25℃未満	25～28℃	29～31℃	31℃以上

WBS7等の状況と予測は、環境省熱中症予防情報サイトに掲載されています。作業開始前にチェックしましょう。

熱中症予防 プラス

- ①日頃からウォーキングなど軽い運動
を行い、身体を暑さに慣らしておこう！
- ②作業中は、小まめに水分・塩分を摂った
冷たいもので手足を冷やしたりしよう！



STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン

令和7年の職場での熱中症による死傷者数※1が

過去最多となりました。

(1,803人、前年比約43%増※2)

※1 熱中症による死傷者(死亡・休業4日以上)

※2 厚生労働省: 令和7年の「職場における熱中症による死傷災害の発生状況」(確定値)より

- ・約72%が7月・8月に発生
- ・死傷者数が多い業種トップ3は、
①製造業、②建設業、③商業

⇒ 屋内作業でも油断は禁物!!

- ・死傷者の約52%が50歳代以上

⇒ 加齢による身体機能低下の影響

加えて、高齢になると暑さや水分不足に
対する感覚機能が低下する傾向にある。

気が付かない→**重篤化する**

早期に自身の脱水症に気付くために
セルフチェックしましょう(裏面参照)

トイレに貼って活用しよう! 「隠れ脱水症」セルフチェック



その①「尿の色」でチェック

【危険度】	【水分摂取の目安】
安全	普段とおりの水分補給
	コップ一杯の水分補給 →
	1時間以内に250~500ml →
	今すぐ500ml →
危険	今すぐ1000ml →
これより濃い、血が混じるなら病院へ! ⚠	

その②「爪押し」でチェック



①親指の爪が白くなるまでつまむ。

②指を離してから元の色に戻るのに
3秒以上かかれば脱水症の可能性あり!



その他の熱中症対策はこちら
「働く人の今すぐ使える熱中症ガイド」

このリーフレットはこちらからダウンロードできます

伊勢労働基準監督署からのお知らせ 検索





安全衛生管理の徹底について

南伊勢町
Town.Minamiie



死亡災害の撲滅、死傷者数2,000人未満を目指して

令和8年 死亡災害ゼロ・ アンダー2,000みえ推進運動

【実施期間：令和8年1月1日～12月31日】

推進運動標語

あせるな いそぐな おこたるな

【最重点目標】

- ◆「転倒」前年比 5%減少
- ◆「動作の反動・無理な動作」前年比 5%減少
- ◆「はさまれ・巻き込まれ」前年比 5%減少
- ◆「切れ・こすれ」前年比 5%減少

～重点災害～

- 行動災害
(転倒、動作の反動・無理な動作)
- 機械災害
(はさまれ・巻き込まれ、
切れ・こすれ災害)
- 墜落・転落災害
- 高年齢労働者の労働災害

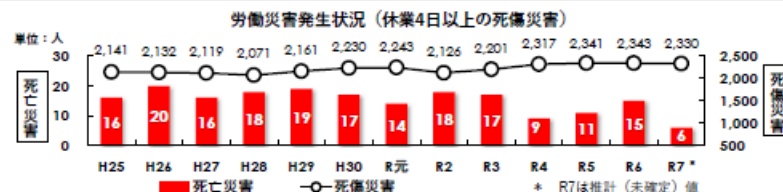
～重点業種～

- 製造業
- 建設業
- 道路貨物運送業
- 小売業
- 社会福祉施設

労働災害防止のための基本ルールを守り、「安全衛生行動」を確実に実行しましょう。



三重労働局・各労働基準監督署



【主な行事等のご案内】

- ◆ 令和8年「死亡災害ゼロ・アンダー2,000みえ推進大会」の開催【R8.7.1開催予定】
- ◆ 無災害123トライアル【実施期間(予定):R8.8.1～R8.12.1】

推進運動
特設ページ



【行動災害防止対策】（転倒・腰痛等）

- 作業場、通路等の「段差」・「継ぎ目」等の解消
- 「照度」の確保、「手すり」「滑り止め」等の設置
- 危険箇所の「見える化」
- 「機械化」・「補助具」等の使用による腰痛予防



【機械災害防止対策】

- 「リスクアセスメント」の実施、リスク低減措置（機械設備の安全化、作業方法の改善等）
- そうじ、点検、異常処置時等の「機械の停止」
- 「カバー、安全装置」の使用、有効保持



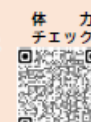
【墜落・転落災害防止対策】

- 「足場」や「屋根」等からの墜落・転落災害防止
- 「脚立」や「はしご」「階段」からの墜落・転落防止
- 「トラックの荷台」からの墜落・転落災害防止



【高年齢労働者の労働災害防止対策】

- 身体機能を補う設備・装置の導入
- 「転倒リスク等セルフチェック」等の体力チェックの実施を通じた労働者自身の気づき
- 身体機能の低下を考慮した作業内容の見直し
- 丁寧な安全衛生教育の実施



【製造業】 ◆ 機械設備等へのはさまれ・巻き込まれ、切れ・こすれ災害防止

【建設業】 ◆ 墜落・転落災害防止（リスクアセスメントの実施、リスク低減）

【運送業】 ◆ 墜落・転落災害防止（荷役作業の安全対策ガイドライン等に基づく作業）

【小売業・社会福祉施設】 ◆ 「三重県小売業SAFE協議会」、「三重県社会福祉施設SAFE協議会」を通じた自主的な安全衛生活動の促進
◆ スライディングシート、スライディングボード等の活用等による「ノーリフトケア」の促進と腰痛予防



【協力団体】

（一社）三重労働基準協会連合会、建設業労働災害防止協会三重県支部、陸上貨物運送事業労働災害防止協会三重県支部、林業・木材製造業労働災害防止協会三重県支部、港湾貨物運送事業労働災害防止協会四日市支部、（一社）日本ボイラ協会三重支部、（一社）日本クレーン協会三重支部、（公社）建設荷役車両安全技術協会三重県支部、（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会三重支部、（独行）三重産業保健総合支援センター、三重県RSTトレーナー会、桑名・四日市・津・松阪・伊賀・伊勢・熊野地区労働基準協会、（公社）介護労働安定センター三重支部